

今後の新型コロナウイルスワクチン接種について

令和5年11月22日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンの接種の方向性がとりまとめられた。これを踏まえ、令和5年12月25日に厚生労働省主催の自治体向け説明会が開催され、令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種の方針について説明があったので報告する。

1 特例臨時接種の終了について

令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症は「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、特例臨時接種を令和5年度末で終了する。

特例臨時接種の終了後、ワクチン残余分は国の指示に基づいて廃棄し、ワクチン保管用に国から無償譲渡された超低温冷凍庫等は、譲渡、売却、廃棄等の処分を実施する。

2 令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンの接種について

(1) 接種の目的

個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することとする。

(2) 定期接種対象者

ア 65歳以上の方

イ 60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能のいずれかに障害があつて身体障害者手帳1級相当の方

(3) 接種のタイミング

定期接種のスケジュールについては、年1回の接種を行うこととし、接種のタイミングは秋冬とすることとする。

(4) 使用するワクチンについて

ワクチンに含むウイルス株の検討に当たっては、流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて選択することとし、当面の間、毎年見直すこととする。

令和6年度以降は、新型コロナウイルスワクチンは他のワクチンと同様に一般流通が行われる見込みである。

(5)令和6年度の定期接種における標準的な接種費用(令和5年12月25日時点)
7,000円(ワクチン価格3,260円、手技料3,740円)

※被接種者の自己負担額については、今後、他自治体、関係機関等と調整を図る。

(6)任意接種について

定期接種の対象者以外であっても、任意接種として接種の機会を得ることは可能である。